

# 新型コロナウイルス感染症予防対策

令和2年6月22日現在

## 公共施設の再開について

臨時休館・休止していた町内の公共施設などは6/1に全面再開いたしました。  
「新しい生活様式」を取り入れ、感染症対策を十分に行った上でご利用ください。

## 町主催の7月・8月行事予定について

感染症の影響により、延期・中止になる場合があります。  
ホームページなどでも情報をご確認ください。

### 7月

総合検診（7日（火）～11日（土））

### 8月

サマーフェスティバル2020（中止）

月日	町の対応
5月29日	特別定額給付金の支給（振込）を開始
5月22日	町内飲食業・宿泊業を支援するため、地域経済応援プロジェクトを実施
5月24日	「新しい生活様式」を取り入れパークゴルフを実施
	小中学校が短縮授業で再開
5月25日	こども園の通常登園を再開 小・中学校での校門前あいさつ運動を再開
5月27日	広野町学校給食共同調理員の皆さんから手づくりマスクを寄贈
5月29日	副町長・教育長が特別定額給付金を社会福祉協議会に寄付
6月1日	小・中学校の通常授業が再開 町内公共施設の全面再開
	吉野正芳衆議院議員との面談
6月9日	広野町消防団・婦人消防隊に活動時の対策を要請
6月18日	生活に困窮する外国人留学生に支援物資を寄贈 真山祐一県議会議員との面談
6月19日	「新しい生活様式」などに関する新たなリーフレットを全戸配布



**5/29**  
**特別定額給付金を寄付**  
副町長と教育長は社会福祉協議会に対して、特別定額給付金の寄付を行いました。寄付金は臨機応変な判断を迫られる感染症対策などに今後、役立てられます。



**5/22**  
**地域経済応援プロジェクトを実施**  
社会経済が低迷する中、町内の飲食業・宿泊業を支援するため、三役・管理職で昼食や夕食、宿泊などを通して地域経済の回復を図るプロジェクトを実施しました。



**6/9**  
**吉野正芳衆議院議員との面談**  
町長と吉野正芳衆議院議員は感染症の拡大防止対策に関する町の現状や対応、情報、町の移住定住促進に向けての取組状況などを情報共有しました。



**5/24**  
**「新しい生活様式」の取入れ**  
町長と副町長、鈴木洋四雄パークゴルフ協会会長は、マスクの着用、一定の間隔を保つ、少人数といった「新しい生活様式」を取り入れたパークゴルフを実施しました。



**6/9**  
**消防団に対策を要請**  
消防団と婦人消防隊の幹部に対して、団員の健康と安全を確保するため、手洗い・うがいや消防車両の換気など、平時や緊急時の消防活動の感染症対策を要請しました。



**5/25**  
**あいさつ運動を再開**  
休校していた小・中学校の再開に伴い、町長をはじめ教育長や校長、防犯協会の会員らと移設された校門の前であいさつ運動を再開しました。



**6/18**  
**外国人留学生に支援物資を寄贈**  
生活に困窮している外国人留学生176人を支援するため、町と公社は東日本国際大学に町産バナナ120本、保存食800食、飲料水360本、マスク500枚などの物資を寄贈しました。



**5/27**  
**調理員が手づくりマスクを寄贈**  
広野町学校給食共同調理場調理員の皆さんから、児童及び教職員のため思いを込めて、町をイメージしたみかん色と水色で仕上げた手づくりマスクを贈呈いただきました。



# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

## ひとり親世帯を支援するため、給付金が支給されます

### 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方への給付<sup>※1</sup>

#### ● 給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要です）
- 公的年金など<sup>※2</sup>を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方<sup>※3</sup>（申請が必要です）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請が必要です）



※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

#### ● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付



#### ● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（申請が必要です）

#### ● 給付額

1世帯5万円

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
☎0120-400-903（受付時間 平日9：00～18：00）  
URL【厚生労働省ホームページ】[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11456.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html)
- 広野町役場「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口 ☎0240-27-2115